

総点検シート

1 放射線規制に関する総点検事項・結果

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
放射線安全	加速器・RI・放射化物等	遵守すべき法律等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、労働安全衛生法			
		機構内規程等	放射線障害予防規程、放射線障害予防規程実施細則、放射性物質取扱要領、エックス線装置等取扱規則			
		対応する安全委員会等	安全委員会、放射線審議委員会が設置されている。一般安全及び放射線安全に関わる重要事項に関して審議を行う。			
		管理組織	管理組織・体制に齟齬はなく、安全管理体制は周知されている。予防規程に基づいて放射線取扱主任者及び放射線管理室長が選任されており、その不在時に職務を代行する代理者が選任されている。			
		日常安全管理	年2回の施設点検。RI在庫確認。施設の自主点検を行う。長期停止期間の後の加速器の運転開始時の点検を行う。加速器運転中は、扉と鍵の両方がインターロックにつながっている。			
		緊急時の管理体制	法令報告は内規。異常の場合の緊急連絡網がある。放射線監視員が24時間勤務しており、緊急時は放射線取扱主任者、放射線管理室長に連絡する。			
		緊急時のマニュアル	安全ガイドブック、放射線安全の手引き、緊急時の連絡先、アラーム発生時の避難・周囲の研究者への周知がある。			
		安全教育	年2回の安全教育。大学で放射線作業従事者である共同利用者はビデオ講習。安全ガイドブック、放射線安全の手引きを用意している。			
		文科省からの点検	安全管理体制及び緊急時に実施すべき手順等の確認	加速器研究施設と放射線管理室がつくばキャンパス内について実施。東海キャンパスは別途点検実施。		
	加速器施設における安全点検と非常時の確認	安全に関わる周知	各施設でJ-PARC事故の報告を行い、緊急点検を行った。			
		ビームロスによる被曝の可能性	加速器の各部署単位で安全点検と確認方法、並びに連絡体制について調査を実施、部署毎にミーティングを開催し、安全に関わる事項について周知徹底を図った。			
		排気設備に関わる安全確認	排気は法定の濃度限度を超える恐れはない。排気する場合は、フィルターユニットを通して排気する。			
		安全担当者の設置	加速器の各部署単位で安全点検と確認方法、並びに連絡体制について調査を実施、部署毎にミーティングを開催し、安全に関わる事項について周知徹底を図った。			
		非常対応チャート(手順及び緊急連絡)の設定	加速器の各部署単位で安全点検と確認方法、並びに連絡体制について調査を実施、部署毎にミーティングを開催し、安全に関わる事項について周知徹底を図った。			

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
	加速器施設・使用施設に対する安全点検ヒヤリング	異常被曝	安全管理体制の確認を行い、発生した場合の連絡通報の流れと内容、放射線測定と防護の方策、安全確認と主任者等への通報報告内容、ビーム停止・点検・通報等の指示連絡体制について、発生装置管理責任者・放射線担当者へヒヤリングを実施し、その手順並びに方策に安全管理上の問題がないこと確認した。			
		・放射化による汚染、	安全管理体制の確認を行い、発生した場合の連絡通報の流れと内容、放射線測定と防護の方策、安全確認と主任者等への通報報告内容、ビーム停止・点検・通報等の指示連絡体制について、発生装置管理責任者・放射線担当者へヒヤリングを実施し、その手順並びに方策に安全管理上の問題がないこと確認した。			
		・管理区域外線量の上昇	安全管理体制の確認を行い、発生した場合の連絡通報の流れと内容、放射線測定と防護の方策、安全確認と主任者等への通報報告内容、ビーム停止・点検・通報等の指示連絡体制について、発生装置管理責任者・放射線担当者へヒヤリングを実施し、その手順並びに方策に安全管理上の問題がないこと確認した。			
		・インターロック発生	安全管理体制の確認を行い、発生した場合の連絡通報の流れと内容、放射線測定と防護の方策、安全確認と主任者等への通報報告内容、ビーム停止・点検・通報等の指示連絡体制について、発生装置管理責任者・放射線担当者へヒヤリングを実施し、その手順並びに方策に安全管理上の問題がないこと確認した。			
		・ダンプの損傷	安全管理体制の確認を行い、発生した場合の連絡通報の流れと内容、放射線測定と防護の方策、安全確認と主任者等への通報報告内容、ビーム停止・点検・通報等の指示連絡体制について、発生装置管理責任者・放射線担当者へヒヤリングを実施し、その手順並びに方策に安全管理上の問題がないこと確認した。			
		・その他施設として異常	安全管理体制の確認を行い、発生した場合の連絡通報の流れと内容、放射線測定と防護の方策、安全確認と主任者等への通報報告内容、ビーム停止・点検・通報等の指示連絡体制について、発生装置管理責任者・放射線担当者へヒヤリングを実施し、その手順並びに方策に安全管理上の問題がないこと確認した。			
	安全に対する取り組み	緊急の職員集会の実施(5月27日実施)	共同利用研究者に対する施設毎の安全教育の実施、業者に対して安全の徹底を目的とした安全業務連絡会の開催、職員に対する放射線安全教育訓練の実施、放射線安全に関わる事項を周知徹底させるための放射線担当者会議の開催を行っている。さらには、放射線安全の手引き並びに安全ハンドブックを出版配布し、安全管理、非常時の対応、緊急連絡体制等の周知徹底に努めている。また、周辺住民や国民の理解を得るために、放射線の啓蒙教育を目的として「暮らしの中の放射線」等の冊子を刊行やホームページにおける広報活動を実施、機構施設の一般公開を通して放射線安全の啓蒙に努めている。			
		全職員に対する安全ハンドブック及び放射線安全の手引きの記載内容確認と遵守の要請				
原子力規制委員会の点検	直線加速器3台、シンクロトロン4台	放射性物質の漏えいを踏まえた対応	電子陽電子加速器、電子入射器、ATF・入射用電子加速器、放射光科学研究施設・ストレージング、大強度放射光リング、ATF・ダンプリング、KEKB ファクトリー			

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
		金属ターゲットの有無	陽電子生成ターゲット1台。真空容器中に密封されており、損傷を受けても発生装置室内に放射性物質が漏えいすることはない。万が一、漏えいした場合でも、排気設備にはフィルターユニットが設置されているので、放射性物質等が管理区域外へ放出されることはない。			
		排気設備の台数と使用状況	法定の排気設備ではないが、施設として独自に設備しているものである。電子陽電子入射器棟(1台、常時運転、フィルターユニット有り)、ATF(2台、運転中は循環で停止、フィルターユニット有り)、放射光科学研究施設(なし)、大強度放射光リング(9台、フィルターユニット有り)、KEKB ファクトリー(停止中)			
		換気設備の台数と使用状況	発生装置室に直結していない。換気設備については、基本的に温度管理の目的で、発生装置の運転に関係なく使用する。			

2 安全・衛生管理全般に関する総点検事項・結果

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
遺伝子組換え実験	構造生物実験準備棟	遵守すべき法律等	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)	自治体へ連絡するなど、情報公開、透明性を高める努力をする。		
		機構内規程等	遺伝子組換え実験安全管理規程、遺伝子組換え実験実施要領			
		対応する安全委員会等	遺伝子組換え実験安全委員会			
		日常安全管理	P1,P2レベルの実験のみ、同レベルであっても動植物固体を用いた実験は行わない。			
		安全管理体制	遺伝子組換え実験安全管理規程、遺伝子組換え実験実施要領に定め有、掲示板に掲示している。			
		緊急時の管理体制	遺伝子組換え実験安全管理規程、遺伝子組換え実験実施要領に定め有、掲示板に掲示している。			
		安全教育	従事者に対し、1回/年、初めて従事する者については従事前にを行っている。			
		化学薬品の使用	STF超伝導空洞電解研磨設備	遵守すべき法律等	労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法、下水道法、水質汚濁防止法など	
機構内規程等	化学薬品及び有害物質危害予防規程、電解研磨設備保安管理規程、電解研磨設備保安管理実施細則、化学薬品等取扱いの手引き			化学薬品等取扱いの手引きは、現状を反映した改定版を発行する。		
対応する安全委員会等	化学専門部会					
化学薬品の導入	化学薬品等取扱いの手引きに従っている。					
化学薬品の保管	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。					
化学薬品の管理	自主管理、環境安全管理室による定期的使用量、残量調査に対応している。					
化学薬品の使用法	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。					
局所排気設備などの管理	定期的に点検している。					
実験廃液の管理	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。					
実験廃液の処理方法	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。					
日常安全管理	保護具の着用、設備の操作について安全作業手順書を作成、業務開始前に設備点検などを行っている。年2回空気中の特定化学物質の濃度測定を行っている。					
緊急時の管理体制	明文化されている。					
緊急時のマニュアル	電解研磨設備保安管理規程、電解研磨設備保安管理実施細則に記載					
安全教育	初めて従事する者に安全教育を行っている。					
化学薬品の使用	化学薬品使用場所	遵守すべき法律等	労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法、下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など	化学安全教育の場を設け、届出義務を周知する、届出及び集約担当部署を明確にする。		
		機構内規程等	化学薬品及び有害物質危害予防規程、化学薬品等取扱いの手引き、自主巡視点検に伴う安全衛生点検者の配置に関する要項	化学薬品等取扱いの手引きは、現状を反映した改定版を発行する。		
		対応する安全委員会等	化学専門部会			
		化学薬品の導入	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。			
		化学薬品の保管	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。			
		化学薬品の管理	自主管理、環境安全管理室による定期的使用量、残量調査に対応している。			
		化学薬品の使用法	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。			
		局所排気設備等の管理	使用者が自主点検を行っている。	化学安全教育の場を設け、点検義務を周知する、点検データの集約担当部署を明確にする。		
		実験廃液の管理	規程、化学薬品等取扱いの手引きに従っている。			

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
		実験廃液の処理方法	化学薬品等取扱いの手引きに従っている。			
		安全マニュアル	化学薬品等取扱いの手引き、安全ガイドブック、安全ガイドブック(英字版)、PFユーザー向け化学安全資料			
		日常安全管理体制	化学専門部会による査察(1回/年程度)、巡視点検(2回/年程度)、自主点検(1回/月)、特定化学物質・有機溶剤取扱作業の状況調査(2回/年)、作業環境測定(2回/年)に対応している。	査察の頻度を高める。		
		緊急時の管理体制	緊急コールセンターへの連絡が明文化されている。	使用場所での緊急連絡網作成と掲示を義務化し、集約担当部署を決める、化学薬品の漏えい等の事故想定とその管理体制を構築する。		
		安全教育	初任者には「安全ガイドブック」による周知、安全衛生ビデオによる教育を行っている。技術系職員の初任者研修において化学安全教育を行っている。安全業務連絡会において業務委託業者へ教育を行っている。	化学薬品の使用者を対象とした化学安全教育の場を設ける。安全ガイドブックの更新。		
化学系環境安全	環境安全管理室					
		遵守すべき法律等	労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法、下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など			
		機構内規程等	化学薬品及び有害物質危害予防規程、化学薬品等取扱いの手引き	化学薬品等取扱いの手引きは、現状を反映した改定版を発行する。		
		下水道水質検査	下水道接点3か所について1回/月の頻度で下水道水質を機構内で分析(委託常駐業者)、つくば市に報告している。			
		実験廃液処理	機構内の化学薬品使用場所から出される実験廃液、洗浄排水を機構内の施設で無害化処理、処理後の水質を検査確認後、放流している(作業は委託常駐業者、放流許可責任者は職員)。			
		機構内下水道の水質自主検査	定期的に機構内汚水槽、汚水樹から採水し、その水質を機構内で分析している(委託常駐業者)。			
		機構敷地内地下水の環境汚染監視	敷地境界付近の地下水の水質を測定している(3回/年)。			
		機構内化学薬品の管理	化学薬品入手量、使用量、保管量などを調査して把握している。			
		日常安全管理体制	実験室安全点検(1回/月)程度、化学専門部会による査察(1回/年程度)に対応している。			
		緊急時の管理体制	緊急連絡先を使用場所に掲示している。	化学薬品等の漏えい等の事故想定を行い、その管理体制を構築する。		
		安全の手引き等の更新作業	環境安全管理室HPIには最新情報を掲載しているが、印刷物に関しては特に更新作業の頻度は決めていない。	印刷物についても更新、改定の頻度を上げる。		
		安全教育	使用者全員を集めた安全教育は行っていない。	室が主体となって化学薬品の使用者を対象とした化学安全教育の場を設ける。		
高圧ガス一般則						
		遵守すべき法律等	高圧ガス保安法及び一般高圧ガス保安規則	安全教育の場で法令等の周知を図る。		
		機構内規程等	つくばキャンパス高圧ガス安全管理規則、つくばキャンパス高圧ガス(一般)危害予防規程、つくばキャンパス高圧ガス(一般)保安教育計画書			
		対応する安全委員会等	高圧ガス専門部会			
		設備の管理	年各1回の定期保安検査並びに自主検査を実施している、管轄行政機関による定期保安検査に対応している			
		運転安全管理	運転時は制御装置で常時監視を行っている。1日1回以上の現場点検を行っている。	現状マニュアルを精査し、不具合があった場合には、現状を反映した改定版を発行する。		
		安全管理体制	明文化されている。			
		緊急時の管理体制	連絡体制が明文化されている。事故発生時の運転員の対応手順が規定されている。			
		緊急時のマニュアル	装置の運転マニュアルに装置の異常、故障、停電、震災時の対応マニュアルの項目が整備されている。			
		安全教育	毎年2回の安全教育(保安教育)を行っている。教育記録を参加者名簿とともに保存している。			

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
冷凍(第一種製造者)	第一種製造者設備:7設備					
		遵守すべき法律等	高圧ガス保安法及び冷凍保安規則(第一種製造者の製造施設)、冷凍関係申請・検査の手引き(茨城県生活環境部防災・危機管理局消防安全課作成)	安全教育の場で法令等の周知を図る。		
		機構内規程等	つくばキャンパス高圧ガス安全管理規則、高圧ガス(設備名)危害予防規程及び高圧ガス(設備名)保安教育計画書			
		対応する安全委員会等	高圧ガス専門部会			
		設備の管理	3年1回に定期保安検査を実施している(対象設備のみ)。年1回定期自主検査を行っている。			
		運転安全管理	運転時は冷凍機制御装置で常時監視している。1日1回以上の現場点検を行っている。	現状マニュアルを精査し、不具合があった場合には、現状を反映した改定版を発行する。		
		安全管理体制	明文化されている。			
		緊急時の管理体制	事故発生時の運転員の対応手順も規定されている。			
		安全教育	最低年1回実施している、設備によっては運転開始前に保安教育を兼ねた「冷凍機運転に関する安全と技術打合せ」を行っている。			
		冷凍(第二種製造者)	第二種製造者設備:15設備			
遵守すべき法律等	高圧ガス保安法及び冷凍保安規則(第二種製造者の製造施設)、冷凍関係申請・検査の手引き(茨城県生活環境部防災・危機管理局消防安全課作成)			安全教育の場で法令等の周知を図る。		
機構内規程等	つくばキャンパス高圧ガス安全管理規則					
対応する安全委員会等	高圧ガス専門部会					
設備の管理	1日1回の日常点検を行っている。					
運転安全管理	運転時は、業務委託会社等が遠隔操作により冷凍機制御装置で常時監視を行っている。					
安全管理体制	明文化されている。					
緊急時の管理体制	連絡体制が明文化されている。事故発生時の運転員の対応手順が規定されている。					
		安全教育を最低年1回実施している。	保安教育の受講者名簿の作成など教育管理の徹底を行う。			
電気関係	施設部管理					
		遵守すべき法律等	電気事業法、関連して、消防法/建築基準法/電波法			
		機構内規程等	つくばキャンパス電気保安規程/同実施細則			
		対応する安全委員会等	電気専門部会(年1回) 事故報告・保安関係組織図の確認			
		設備の管理	整備管理課(業務委託業者)が行っている。(電気保安規程 別表第2 巡視点検、定期自主検査の基準に従っている。)			
		自主点検	業務委託業者が行い、整備管理課で取りまとめている。点検範囲は施設部所管設備(実験盤までの部分)としている。			
		設備の管理;老朽化	日常点検を行っている。	計画的、定期的な部品交換を行う。		
		運転安全管理	中央監視にて24時間体制で監視をしている。 (監視項目:電力量、電気設備状態、異常の有無、地絡等)			
		安全マニュアル	電気安全の手引き	保安組織表等が更新されていないため、追補等による更新を行う。		
		緊急時の管理体制	保安規程の「異常時の処置」、「非常事態の処置」、「事故報告」の項目で規定している。			
		安全教育	業務委託業者へ年1回の安全教育(整備管理課電気グループ員担当)、外部委託業者へ年1回「安全業務連絡会」で安全教育(安全衛生室が主催)を行っている。			
		事故が機構周辺に影響を及ぼすか	万が一変圧器の火災事故等が発生した場合でも、二重三重の保護装置により瞬時に電源を遮断でき、機構内での事故に留めることが可能なため、事故の外部への波及は、極めて小さい。			

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
電気関係	実験研究用電気装置全般					
		機構内規程等	つくばキャンパス電気保安規程／同実施細則			
		安全マニュアル／運転マニュアル	電気装置固有の操作マニュアル等			
		安全教育	各施設、各グループが個別、独自に対応している。	危険を伴う作業は単独では行わないなど安全教育を徹底する。		
		電気装置設置	保安規程／同実施細則、メーカーによる安全規程に従っている。			
		電気装置設置;大規模電気装置の場合	施設部所管の設備と保護協調をとっている。			
		電気装置の維持、管理;一般事項	定期的な保守、点検を行っている。			
		電気装置の維持、管理;老朽化対策	定期的な部品の更新で対処している。	大規模な装置では計画的定期的な部品の更新を行う。		
		不具合発生時の処置	電気装置のインターロック等の整備、改善を行っている。	不具合発生時には、必ず原因究明を行う。又事故に直結する可能性が有る場合は多重のインターロックとし信頼性を担保する。		
		緊急時の管理体制	保安規程の「異常時の処置」、「非常事態の処置」、「事故報告」の項目で規定している。			

3 安全・衛生管理体制に関する総点検事項・結果

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
安全管理推進委員会	委員会機能					
	安全委員会	・安全保持に関する規定、基準等の審議 ・安全保持のための指導及び教育の審議 ・施設、設備及び環境等の調査 ・安全管理に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して機構長に意見を述べる事ができる。	・開催：年1回 ・安全保持に関する規定、基準等の審議の他に、各専門部会からの調査報告、提案を議論する。	・委員会報告を機構長への提出義務とする。 ・機構会議、連絡運営会議等に安全委員会報告を行う。 ・各部会からの報告の検討のみならず、機構全体に対する、安全管理策を検討する。	・安全委員会資料(平成24年度第19回)	
	専門部会	化学	・概ね2年毎に部会メンバーが研究所等の管理責任者の立会いのもと、化学薬品等の使用場所又は保管場所の管理状況について現場査察を実施 → 改善が必要な場合は、指摘事項として所長等に改善措置を通知 → 所長等は、改善結果を報告書として提出 ⇒ 実施状況：平成24年10月、平成22年1月、平成20年3月、平成18年1月	<p>・事故発生対応マニュアルの整備 ・事故想定訓練の実施</p>		
		機械	・クレーン及びガスポンペ使用状況査察：概ね2～3年毎に部会メンバーが担当者の立会いのもと、実験室等のクレーンの使用状況について現場査察を実施。併せて実験室等で使用されているガスポンペの使用状況についても確認を実施 → 改善が必要な場合は、指摘事項として所長等に改善措置を通知 (平成22年度の結果は、盗難事件や震災の影響で所長等への通知を未実施) → 所長等は、改善結果を報告書として提出 ⇒ 実施状況：平成22年9月、平成19年12月、平成18年2月			
		電気	・電気安全については、機構の電気保安規程に基づく保安管理組織で対応。電気専門部会は、電気事故等の検証や情報交換・連絡の場として活動			
		レーザー	・レーザー安全審査：高出力レーザー(クラス3B及びクラス4のレーザー全てが対象)の使用に際して、事前に部会長及び部会員による安全審査を実施 → 審査を受け、安全確認を行ったうえで使用開始 ⇒ 平成24年度14件、平成23年度8件、平成22年度5件、平成21年度6件			
		交通	構内危険箇所の点検：部会メンバーを通じ研究所等から構内道路等の危険箇所点検を実施し可能な箇所から改善措置を実施			
		防災・防火	・防災防火訓練等の実施を踏まえ、防災防火体制の改善ほか			
		高圧ガス	・平成24年度から活動開始。高圧ガスの安全については、機構の高圧ガス安全管理規則等に基づく保安管理体制で対応。高圧ガス専門部会は、両キャンパス間の高圧ガスの情報交換の場として活動			
	安全対策：職員	安全の教育訓練	・新任者研修、放射線取扱講習(年1回受講)	・機構長・理事の主導で実施する		
		職場巡視、点検	・専門部会が対応			
	安全対策：共同利用研究者、学生	安全の教育訓練	・各施設で対応	・より効果的な方法を検討する(安全委員会)		
		職場巡視、点検	・各施設で対応	・より効果的な方法を検討する(安全委員会)		
	安全対策：業者	安全業務連絡会	・機構内で各種業務を行う業務委託業者等の安全保持・安全教育を目的としたもので、平成11年度から毎年実施。 ⇒平成24年度49社64名、平成23年度53社74名、平成22年度38社62名	・より効果的な方法を検討する(安全委員会)		
		個別契約毎の安全教育	・各施設の監督職員等が対応			

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
	衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・機構職員の健康障害を防止するための対策 ・機構職員の健康の保持増進を図るための対策 ・労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るもの など ・これらのことについて調査審議し機構長に意見を述べることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に基づき設置 ・開催:毎月 ・巡視点検、作業環境測定、自主点検、事故・傷病状況など各種状況報告と、これらに関する意見交換 			
安全衛生推進室	組織		<ul style="list-style-type: none"> ・KEKは労働安全衛生法適用施設であるため、つくば地区と東海地区別に安全管理組織を設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理組織図(安全衛生管理規程) 	
	推進室機能	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の危険及び健康障害を防止するための措置 ・職員の安全のための指導及び教育 ・職員の健康の保持増進のための指導及び教育 ・施設、設備等の検査及び整備 ・職員の安全衛生の管理に関する記録及び統計の作成並びに整備 ・その他職員の安全衛生管理に必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業医及び衛生管理者の巡視を通じ、作業方法や作業場所状態を定期的に確認するとともに、室温、湿度、照度及び騒音など作業環境測定を実施 ・初任者研修時にKEK安全ビデオの視聴と安全ハンドブックの配付、産業医による職場での健康管理についての講演 ・健康診断結果に基づいた保健指導や健康相談、安全衛生講習会の実施(生活習慣病予防と体重管理など)、AEDの使用方法を含めた普通救命講習会の開催(2年毎に開催) ・産業医及び衛生管理者の巡視や研究所等の自主点検結果に基づき施設や設備など作業環境の改善 ・各種健康診断の実施と記録、AEDの設置と維持(10台) ・以上の安全衛生推進室の活動に加え、衛生委員会の記録と事故傷病の記録を含めた年報を安全衛生推進室報告書として作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生関係規定一覧 ・安全衛生点検者一覧 	
内部監査体制	組織	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の業務監査の中には含まれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備考に示すような内部監査体制を構築する。 		
機構長・理事指導体制	機構長、理事、管理局長	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・衛生管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・衛生担当理事が各担当委員会を主査する以外は、機構長、他の理事、管理局長の関与が少ない。 ・事故を起こさない対策が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・衛生管理をなくして、機構の存続がないことを自覚する ・機構長は安全委員会の報告を受け、安全・衛生に関する年次毎のアクション・プランを作成する ・内部監査を実施し、アクション・プランに反映させる ・全体の安全・衛生管理業務のマンネリ化、ルーチンワーク化を注視して、緊急時の対応策の点検を行う(安全委員会に指導) ・安全・衛生管理に横たわる根本問題を分析して、必要な予算措置を講じる ・機構全職員への安全教育を定期的実施する ・一次事故防止対策の強化 ・一次事故対処対策(特に他への影響を食い止める) ・二次事故防止対策強化 		
		安全管理情報の熟知と伝達		<ul style="list-style-type: none"> ・下記に示すような情報を機構内で共有する。 		

件名	調査対象	調査事項	現状	改善対策	参考資料	備考
		安全衛生文化の醸成	各部署での安全管理教育が中心	<ul style="list-style-type: none"> ・年複数回の安全管理教育の実施 ・種々の事故が発生を想定した事故対処訓練の実施 ・ヒヤリ・ハット投書箱(JAXA)のような、全職員の身近な場での安全・衛生喚起に努める。 		
			<p style="text-align: center;">安全管理組織</p>			